

おしらせ版

令和3年10月15日号
No. 292

あんなか

発行 安中市役所
編集 企画経営部情報戦略課
☎ 027-382-1111
市役所ホームページ
https://www.city.annaka.lg.jp

表記を省略して表示しています。 [本]=本庁舎 [松]=松井田庁舎 [谷]=谷津庁舎 [ク]=碓氷川クリーンセンター [ス]=スポーツセンター

令和4年安中市成人式のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止対策として参加者の密集を避けるため、今年度の成人式は2部制で行います。学校区によって開催時間が変わりますのでご注意ください。また、出身の学校が下記の対象学校区以外の人については、住所によって指定させていただきます。ご承知おきください。

【日時】令和4年1月9日(日)

○午前の部	○午後の部
対象学校区：安中小、碓東小、秋間小、東横野小、松井田北中	対象学校区：原市小、磯部小、後閑小、松井田東中、松井田南中
受付開始・開場 午前9時～	受付開始・開場 午後1時～
記念式典 午前9時40分～	記念式典 午後1時40分～
記念写真撮影 午前10時10分～	記念写真撮影 午後2時10分～



安中市マスコット
キャラクター
こづめちゃん

【会場】安中市文化センター

【該当者】平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ

【来場にあたっての注意事項】

- 発熱や風邪の症状、倦怠感や息苦しさ、嗅覚や味覚の異常を感じた場合、来場をご遠慮ください。
- 会場入口で検温を行い、発熱が確認された人は入場をお断りさせていただきます。
- 来場の際には必ずマスクを着用してください。
- 会場内の密を避けるために、新成人の保護者は会場の外でお待ちください。
なお、介助など付き添いが必要な場合は事前にご相談ください。
- 新型コロナウイルスの感染状況によっては、内容が変更、または中止となる場合があります。変更などがあった場合は、市ホームページや広報紙でお知らせします。



市ホームページ

【案内状の送付】市内在住の人には12月上旬に発送する予定です。また、進学や就職などで市外に転出した場合でも、出席を希望する人に送付しますので、12月27日(月)までにご連絡ください。

令和4年度以降の安中市成人式について

民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、市ではこれまで通り20歳を対象年齢とします。また、「成人」を含む現行の名称を使い続けることは民法における成人年齢とそぐわなくなることから、令和4年度以降は「安中市二十歳の集い」に名称を改めます。

【問合せ】☎生涯学習課社会教育係(☎内線2243)

市民課休日窓口

【日時】11月7日・21日(日) (第1・3日曜日)
午前8時30分～正午

【場所】市民課

- 【業務内容】
- 住民票の写しの発行
 - 戸籍謄本・抄本の発行
 - 印鑑証明書の発行
 - その他市民課取り扱いの各種証明書の発行
- ※毎週水曜日は、午後7時まで窓口延長しています

今月の納税と保険料

- ☆市県民税 … 3期
- ☆国民健康保険税 … 4期
- ☆介護保険料 … 4期
- ☆後期高齢者医療保険料 … 4期
- ☆国民年金保険料
…令和3年9月分
令和3年10月～令和4年3月分(6か月前納)
- 11月1日(月)までに納めてください

～事業者向け追加支援～ 事業者サポート給付金の拡充について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した事業者に対し、事業者サポート給付金を交付していますが、緊急事態宣言の発令など、全国的な感染拡大の影響を受け、引き続き厳しい経営状況にある事業者を支援するため、追加支援を実施します。

○事業収入の減少率の要件を見直し、支援対象を拡大

拡充前	拡充後
令和3年4月～12月で、前年（令和2年4月～12月）または前々年（平成31年4月～令和元年12月）の任意の1か月（比較は各々同月）を比べ、事業収入が <u>50%以上減少</u> した事業者	令和3年4月～12月で、前年（令和2年4月～12月）または前々年（平成31年4月～令和元年12月）の任意の1か月（比較は各々同月）を比べ、事業収入が <u>25%以上減少</u> した事業者

○給付額を拡充（事業収入の減少率に応じて給付額を加算）

拡充前（1事業者あたりの給付額）	拡充後（1事業者あたりの給付額）
法人事業者：10万円 個人事業者：5万円 ※1事業者1度のみ	①事業収入の減少率が50%以上の事業者 法人事業者：30万円 個人事業者：15万円 ②事業収入の減少率が25%以上50%未満の事業者 法人事業者：20万円 個人事業者：10万円 ※すでに給付金の交付を受けた事業者には、交付済額との差額を追加交付（対象事業者には、個別に連絡します） ※1事業者1度のみ

※年間の事業収入減少見込み額が、給付金額を上回る事業者が対象

【対象者】

- 令和3年4月1日時点において、市内に本社もしくは本店、主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む）、または安中市民のうち市外で事業を営んでいる個人事業者
- 令和3年3月31日以前から、継続して事業を営み事業収入があること（ただし、事業所の支店は除く）
- 令和3年4月～12月で、前年（令和2年4月～12月）または前々年（平成31年4月～令和元年12月）の任意の1か月を比べ、事業収入が25%以上減少した月があること（拡充）。
- 年間の事業収入の減少見込み額が、次の条件に該当する事業者であること。

①事業収入の減少率50%以上の事業者

法人事業者は、30万円以上、個人事業者は15万円以上減少する見込みであること。

②事業収入の減少率25%以上50%未満の事業者

法人事業者は、20万円以上、個人事業者は、10万円以上減少する見込みであること。

※上記のほかにも条件がありますので、詳しくは市のホームページをご覧ください



市ホームページ

【給付額】（拡充）

- ①事業収入の減少率50%以上の事業者…法人事業者：30万円、個人事業者：15万円
- ②事業収入の減少率25%以上50%未満の事業者…法人事業者：20万円、個人事業者：10万円
- ※1事業者あたり1度のみ給付。なお、すでに給付金の交付を受けた事業者には、交付済額との差額を追加で交付します

※本給付金は、課税対象となります。必要な税務申告をお願いします

【給付金の使途】 企業活動の維持、継続に必要な費用

【申請書類・申請方法】

- 申請書類（申請書、請求書）は市ホームページからダウンロードできます。また、☒ 総合案内 ☒ 観光経済課窓口にも配置してあります。
- 申請書類に必要な事項を記入し、前年または前々年の収入が確認できる書類（確定申告書類などの写し）と今年（4月～12月のうち収入減少を比較する月）の収入が確認できる書類（売上台帳などの写し）を添えて、申請してください。

※感染症拡大防止のため、できるだけ郵送での申請をお願いします（郵送料は申請者負担）

【申請期限】 令和4年2月28日（月）

【提出先】 〒379-0292 安中市松井田町新堀 245 安中市役所 観光経済課 商工労働係 宛て

【問合せ】 ☒ 観光経済課商工労働係（☎内線2621・2627）

景観計画策定のための意見を募集します

おしらせ版あんなか7月15日号に掲載した意見募集について、都合により延期となっていました。日程が決定しましたので、改めてお知らせします。

市では、今年度中の完成を目指して景観計画の策定作業を進めています。景観計画と関連する景観条例の策定について、市民、関係者の皆さんから幅広く意見を募集します。意見の提出方法などについては下記をご覧ください。

なお、新型コロナウイルスの影響により、説明会などの内容が変更になる場合があります。

※景観計画は、市と地域住民および事業者が一体となって良好な景観形成を図りながら、地域特性を活かした「景観まちづくり」を具体的に実現していくための基本的な計画です。



市ホームページ

意見募集（パブリックコメント）

景観計画（案）と景観条例（案）について、文書による意見を募集します。

【募集期間】11月1日（月）～30日（火）※郵送の場合は当日消印有効

【意見を提出できる人】次の①から④のいずれかに該当する人

- ①市内に住所を有する人 ②市内に事務所または事業所を有する個人・法人など
③市内に通勤・通学する人 ④その他計画（案）、条例（案）に利害関係等を有するもの（団体を含む）

【意見の提出方法】所定の用紙に記入していただくか、住所・氏名・年齢・職業（または所属団体）・電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ①持参 ②郵送 ③FAX ④メール

※提出された意見などに対する市の考え方を回答として市ホームページなどでお知らせします。個別の回答はしませんのでご了承ください。また、意見以外の内容（住所・氏名などの個人情報）は公表しません

○景観計画（案）、景観条例（案）の閲覧

【閲覧期間】11月1日（月）～30日（火）（※土日祝日は除く）午前8時30分～午後5時15分

【閲覧方法】☎ 都市整備課、☎ 土木課工務2係、または市ホームページで閲覧できます。

※写しが必要な人は、所定の料金がかかります（市ホームページからのダウンロードは除く）

○住民説明会の開催

景観計画（案）と景観条例（案）について、担当者が説明します。

【日時・会場】（計4回）事前予約は必要ありません。当日、直接会場にお越しください。

11月4日（木）☎ 大会議室 ①午後2時～ ②午後7時～

11月5日（金）☎ 303会議室 ③午後2時～ ④午後7時～

○公聴会の開催

景観計画（案）と景観条例（案）についての意見を陳述していただきます。

【日時・会場】11月24日（水）午後7時～ ☎ 305会議室

【公述申出書の提出】公聴会で公述を希望する人は、「公述申出書」に、住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見の要旨（400字以内）を記入し、提出してください。また、郵送、FAX、メールでも受け付けます。

【公聴会の傍聴】希望者は、直接会場へお越しください。

【公述人の選定】同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定し本人に通知します。代理人に意見を陳述させることもできます（委任状の提出と公聴会議長の承認が必要）。文書により意見の提示をすることもできます（この場合、議長が文書を朗読）。

【公述申出締切日】11月15日（月）必着

【公述人がいない場合】公聴会は中止となります（11月16日（火）までに市ホームページに掲載）。

【提出先・問合せ】☎ 都市整備課計画係（☎内線1212）

（〒379-0192 安中市安中1-23-13・FAX：027-381-7018・メール：toshi@city.annaka.lg.jp）



**生活困窮者サポート給付金の
申請期間を延長します**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者サポート給付金の申請期間を令和4年1月31日(月)まで延長します。

詳しくは、広報あんなか8月1日号(6ページ)、または市ホームページをご覧ください。



【申請方法】事前に電話で予約のうえお越しください。

【問合せ】困 福祉課社会福祉係 (㊦内線1194)

市役所入口付近の工事について

県安中土木事務所が進めている西毛広域幹線道路の整備に伴い、市役所入口付近にある植木や看板などの移設工事をを行います。

工事期間中は出入口付近が混雑することが予想されますが、ご理解ご協力をお願いします。

【場所】 困 入口付近

【期間】 令和4年1月31日まで (予定)

【問合せ】 困 行政課行政統計係 (㊦内線1047)・工事について…困 都市整備課街路係 (㊦内線1216)

空家除却費補助金のご案内

市内にある空き家を自発的に除却(解体)する人に、その費用の一部を補助します。補助金の申請には条件がありますので、事前に相談してください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



【対象者】 空き家(建物)の所有者または所有者の相続人で、市税を滞納していない人

【補助対象空き家】 所有権以外の権利が設定されていない戸建て住宅

【補助対象工事】 空き家本体の解体・処分工事

【補助金額】 補助対象経費の3分の1(限度額20万円)

【補助件数】 10件程度(申請が予算額に達した時点で受付を終了します)

【申請期限】 12月28日(火) 必着

【問合せ】 困 建築住宅課建築係 (㊦内線1259)

**勤労者住宅建設利子補給の
申請期限について**

勤労者住宅建設利子補給制度は、令和2年末で条例が廃止され、令和2年12月31日までに新築住宅を取得した人が本制度による利子補給の対象となります。申請期限は、11月30日(火)です。ご注意ください。

【対象者】 次の条件をすべて満たす人
○市内に過去1年以上前から現在に至るまで継続して居住する人

○第3者が経営する事業所に勤務している勤労者(給与所得者)

※経営者およびその後継者は申請できません

○市内に一戸建ての専用住宅を新築し、または新築分譲住宅を取得した人
○住宅建設資金を金融機関などから借り入れた人

【利子補給金額および期間】 利子補給金額は、1年間で最高37,500円。毎年1年分を利子補給し利子補給期間は3年間です。

【その他】 本年中に住宅を取得された人は、「安中市住まいり奨励金」の対象となりますので、困 地域創造課(㊦内線1025)へご相談ください。

【問合せ】 困 観光経済課商工労働係 (㊦内線2627)

11月の行政相談

日時	場所
1日(月) 午後1時30分～4時	松 第5会議室
4日(木) 午前9時～11時30分	困 第2相談室
18日(木) 午前9時～11時30分	困 第2相談室

※予約の必要はありません。直接会場へお越しください

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用と手指消毒にご協力をお願いします
【予約・問合せ】 困 市民課市民相談室(㊦内線1207)

11月の無料法律相談

日時	場所
5日(金) 午後1時～4時	困 第2相談室
19日(金) 午後1時～4時	困 第1相談室

※必要予約(予約状況によっては翌月以降になることがあります)
※相談回数は、相談者1人につき、当該年度2回まで(同じ相談内容についての複数回の利用はできません)

農地の転用・売買・貸借には農地法の許可が必要です

【農地転用】

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。すなわち住宅用地や店舗用地、資材置き場、駐車場、山林などの用地に転換する場合には、農地法第4条または第5条の申請による許可が必要です。

【農地を一時的に利用する場合】

一時的に資材置き場、土採取場などとして利用する場合や、田・畑を埋め立てて農地造成をする場合も転用になり、許可が必要です。また、事業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。

【許可を受けないで無断転用した場合】

農地法に違反することになり、工事の中止や、原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円（法人1億円）以下の罰金という罰則の適用もあります。

【農地を売買・貸借する場合】

耕作を目的とした農地の売買、貸借をする場合には、農地法第3条等の申請による許可が必要です。

【申請窓口】 困 農業委員会事務局

【申請期間】 毎月10日締め（休日の場合は翌開庁日）

合は翌開庁日）

※様式は農業委員会窓口または市ホームページからダウンロードできます

【問合せ】 困 農業委員会事務局農地係
(☎内線1453)

農業者の皆さんへ

農業者年金に加入しましょう

国民年金の上乗せの公的な年金「**農業者年金**」に加入して老後に備えましょう。

【農業者年金の加入要件】

次の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

○年齢要件：20歳以上60歳未満

○国民年金要件：国民年金第1号被保険者

除者

○農業の要件：年間60日以上農業に従事

※農地を所有していない農業者、家族従事者も加入できます

【農業者年金は積立方式】

加入者自ら支払った保険料が将来の年金給付に使われる積立方式年金です。また、保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型です。

脱退も自由で、それまでに支払った保険料に応じた年金を受給することが

できます。

【保険料は自由に選択】

毎月の保険料は2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。経営の状況や老後設計などに応じていつでも見直すことができます。

【保険料の国庫補助】

認定農業者で青色申告の人や、その人と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など、一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大216万円）があります。

※国庫補助部分の年金を受給するには、経営承継など一定の要件があります

【税制上の優遇措置】

①支払った保険料は全額社会保険料控除対象

②受け取る年金は公的年金等控除適用

③保険料の運用益も非課税

【終身年金】

原則65歳から「**農業者老齢年金**」を受給できます。仮に年金加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取る老齢年金総額の現在価値相当額が「**死亡一時金**」として遺族に支払われます。

【相談・問合せ】 困 農業委員会事務局
農業振興係 (☎内線1452)

**農業を経営する皆さんへ
収入保険の保険料を助成します**

農業共済組合の収入保険加入者が支払う保険料の一部を助成します。

収入保険への加入についての詳細はお問合せください。

【対象】 令和4年1月1日以降を保険期間とする市内在住の青色申告を行っている農業者（個人・法人）

【助成額】 保険料（掛け捨て分）の3分の2（上限5万円）

【実施年度】 令和3～5年度

※3年間収入保険に加入した場合は、最大3年分（15万円）助成します

【申請・問合せ】

群馬県農業共済組合高崎支所

(☎027-344-2181)

☎ 農林課農林振興係 (☎内線2612)

最低賃金が改正されました

群馬県最低賃金

時間額 865円

令和3年10月2日改正



【問合せ】 群馬労働局労働基準部賃金室 (☎027-896-4737)



募集

公立碓氷病院職員募集 (経験者採用)

- 【職種および採用予定人員】
- 看護師・准看護師 若干名
(看護師・准看護師として医療機関などで勤務実績のある人)
- 言語聴覚士 1人
(言語聴覚士として医療機関等など5年以上勤務実績のある人)
- 【採用日】 令和4年1月1日
- 【給与】 安中市条例に基づき支給
- 【受験資格】
- 日本国籍を有する人
- 地方公務員法第16条に該当しない人
- 該当職種の免許を有する人
- 40歳くらいまでの人
- 【応募締切】 11月12日(金) 必着
- 【応募書類】 次の書類を公立碓氷病院総務企画課まで郵送または持参してください。応募書類は返却しません。
- ①履歴書(市販のもの、写真添付)
- ②職務経歴書(様式自由)
- ③資格免許の写し
- 【試験日】 11月20日(土)

【試験方法】 小論文、面接

【問合せ】 公立碓氷病院総務企画課
(☎385-8221・〒379-0133安中市原市1-9-10)



健康

子育てセミナー

○赤ちゃんとの生活…おおむね2〜4か月の乳児とその保護者を対象に、お世話のポイントなどについてお伝えします。

【日時】 11月18日(木)

午前10時〜10時45分

【持ち物】 普段使っているおもちゃ、バスタオル、飲み物

○離乳食のすすめ方…おおむね5〜7か月の乳児とその保護者が対象です。

【日時】 11月18日(木)

午前11時10分〜11時55分

【持ち物】 離乳食大百科(4か月健診で配布)、バスタオル、飲み物

【申込み】 左の2次元コードから(ぐんま電子申請受付システム)



【定員】 各講座先着10組

【会場】 ☒ 安中市保健センター

【問合せ】 ☒ 健康づくり課保健指導係
(☎内線1175)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンライン開催となる場合があります

認知症について話せる 「あんなかオレンジカフェ」

オレンジカフェは、認知症の人やその家族、認知症に対して不安がある人などが集まり、認知症についての悩みを共有したり、専門職からアドバイスを受けたりする場です。

今回は、座談会とミニ講話「食事と運動について」です。

【日時】 11月11日(木)

午後2時〜3時30分

【会場】 九十九生涯学習センター
(安中市松井田町国衙84-1)

【参加費】 無料

【対象者】 どなたでも利用できます。

※事前にお申込みください

【問合せ・申込み】 ☒ 地域包括支援センター
(☎内線1189)

※マスクの着用をお願いします

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります

フレイル予防教室

「フレイル」とは、高齢者の健康状態と要介護状態の間にある「虚弱状態」を指します。介護が必要となった原因の上位を占める「転倒」・「認知症」とフレイルは関連が深いと言われていきます。

「フレイル」は、これからの介護予防に必要なキーワードです。体力測定や理学療法士・栄養士・歯科衛生士の健康講話などを通じて、一緒に学びましょう。

【日時】 11月22日(月)・30日(火)・12月7日(火)・14日(火)

午後1時30分〜3時

【場所】 ☒ 305会議室ほか

【対象者】 市内在住の概ね65歳以上の人で、4日間参加できる人優先

【参加費】 無料

【持ち物】 飲み物、タオル、筆記用具
動きやすい服装でいらしてください

【定員】 12人(先着順)

【申込期間】 10月25日(月) 午前9時〜

【申込み・問合せ】 ☒ 地域包括支援センター
(☎内線1188・1189)

※マスクの着用をお願いします

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります

風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう

○風しん追加的対策(抗体検査・第5期予防接種)について

(対象者:昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生まれの男性)

風しんからご自身と周りの人たちを守るためにも、クーポン券をまだ利用していない人はまず抗体検査を受けていただき、検査の結果、十分な抗体がないと診断された人は定期予防接種を受けましょう。

また、皆さんの周りに対象の男性がいましたら、ぜひお声かけをお願いします。

対象の人には、令和2年3月にクーポン券を郵送しています。

事業所健診や特定健診の際にクーポン券を持参すれば、同時に抗体検査を受けられますので、各事業所の健診担当へご確認ください。

クーポン券発行者数: 6,566人

【令和3年7月までの実施状況】

- ・風しん抗体検査実施者数 2,147人
 - うち 十分な抗体がなかった人(定期予防接種の対象)・・・643人
 - 抗体があった人(定期予防接種の非対象)・・・1,504人
- ・風しん第5期定期接種(麻しん風しん混合ワクチン)接種者数 559人



【問合せ】☎健康づくり課予防係(☎内線1172)

【問合せ】☎環境政策課廃棄物対策係(☎内線1881)

※古紙は雨天でも回収します
※古着は濡れるとリサイクルができません。雨の日や雨の降りそうな日、降った後の路面が濡れている日は出すのを控え、次回の回収日に出してください
※収集日当日(朝8時まで)にお住まいの地域の決められたごみステーションに出してください(前日などには出さない)
※出し方などの詳細は、「家庭ごみ収集日程表」または市ホームページをご覧ください

24日(水)	17日(水)	10日(水)	3日(水・祝)	11月
磯部地区・東横野地区・西横野地区・源ヶ原地区	安中12区・原市地区・並木団地・秋間地区・後閑地区	松井田地区・白井地区・坂本地区 岩野谷地区・板鼻地区・新堀地区(源ヶ原地区を除く)・	安中1区(JR安中駅より東側)・遠丸団地・下高別当地区 遠丸団地・下高別当地区を除く・九十九地区・細野地区	収集地区名

11月古紙・古着等行政回収収集日程表

こころの健康相談

「こころの健康相談」(予約制)を実施します。

心に悩みや不安のある人、お酒の問題でお悩みの人、認知症などについて心配のある人および家族の相談に応じます。

費用は無料です。

【日時】11月16日(火)
午後1時~4時

【場所・予約先】
安中保健福祉事務所
(安中市高別当336-8)
(☎027-381-0345)



放射線量・放射性物質の測定について

◎サーベイメーターによる空間放射線量の測定について

市では、市役所本庁、松井田庁舎、小中学校などで放射線量の測定を行っています。本庁と松井田庁舎以外の測定結果については、市ホームページをご覧ください。

【測定高】地表より100cm (単位:マイクロシーベルト/1時間)

測定月日	測定地	安中市役所本庁	松井田庁舎
9月14日(火)		0.045	0.071

(国の定める除染基準は0.230マイクロシーベルト/1時間です)

◎水道水の放射性物質の測定について

市では水道水の定期検査を実施しています。市内の原水から放射性物質は検出されませんでした。安中市の水道水は安全が確保されており、安心してご使用いただけます。

【問合せ】空間放射線量に関すること ☎環境政策課環境推進係(☎内線1882)

☎総務管理課管理係(☎内線2114)

上水道に関すること ☎上水道工務課(☎内線3121)

11月の健康ガイド

【問合せ】
 ☎ 健康づくり課保健指導係 (☎内線1174)
 ☎ 住民福祉課健康介護係 (☎内線2151)

乳幼児健診

	市内全地区対象				持ち物
	日にち	該当児	受付	会場	
4か月児健診	30日(火)	令和3年7月生	午後1時～2時	安中市 保健センター	母子手帳 バスタオル 各種健康診査票 子育て支援ノート 健康チェック票 健やか親子21 アンケート※ (※4か月児、1歳6か月児、 3歳児のみ) 当日尿(3歳児のみ)
8か月児健診	16日(火)	令和3年2月生			
1歳児 すくすく相談	29日(月)	令和2年10月生			
1歳6か月児 健診	10日(水)	令和2年4月生			
2歳児 歯科健診	24日(水)	令和元年9月生			
2歳6か月児 歯科健診	25日(木)	平成31年3月生			
3歳児 健診	4日(木)	平成30年9月生			

※今後の新型コロナウイルスをめぐる状況の変化によっては、日程・内容を変更する場合があります。その際は個別通知でご案内します

※幼児健診・1歳児すくすく相談でのフッ素塗布については、新型コロナウイルスの感染防止のため中止する場合があります

※お子様やご家族(保護者やきょうだいなど)で2週間以内に37.5度以上の熱や咳・鼻水・下痢などの症状がある場合、水ぼうそうやおたふくなどの感染が疑われる場合は別の健診日に変更してください

※該当する日程・会場以外での受診を希望する場合は、事前にご連絡ください

◆こども医療でんわ相談(☎#8000)

群馬県では夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や、応急処置などを電話で相談できる「こども医療でんわ相談(☎#8000)」を実施しています。

月～土曜日：午後6時～翌午前8時、日曜・祝日・年末年始：24時間受付

11月の休日当番医

11月		内科		外科	
3日	水・祝	有坂内科医院	☎027-381-0485	正田病院	☎027-382-1123
7日	日	須藤病院	☎027-382-3131	須藤病院	☎027-382-3131
14日	日	田口医院	☎027-393-1731	正田病院	☎027-382-1123
21日	日	櫻井内科医院	☎027-385-8551	いのうえ整形外科・内科クリニック ☎027-380-1717 午後6時以降は須藤病院 ☎027-382-3131	
23日	火・祝	みやぐち医院	☎027-384-1126	須藤病院	☎027-382-3131
28日	日	本多病院	☎027-382-1255	本多病院 ☎027-382-1255 午後6時以降は正田病院 ☎027-382-1123	

※公立碓氷病院、須藤病院、正田病院、松井田病院以外の内科の当番医は、診療時間が午前9時から午後6時までです。午後6時以降は、外科の当番医で受診してください